［報告事項］

令和６度事業報告

自　令和６年４月　１日

至　令和７年３月３１日

Ⅰ事業概要

１　世界情勢と我が国の社会経済状況

世界情勢はウクライナ侵攻やパレスチナ問題が長期化・泥沼化の様相を見せており、エネルギー危機と為替の円安の影響に加えて異常気象による災害が頻発するなど物価の上昇が相次ぎ、国民生活の消費マインドはさらに落ち込んでいます。これに自国第一主義の台頭により経済秩序あるいは貿易環境が崩壊する懸念もあって世界経済の先行きは不透明な状況にあります。

我が国の経済は、パンデミックや大規模災害など社会に起こった様々なひずみを経験してデジタル化及び脱炭素社会の実現へと大きな構造変革に向かっています。政府は長きにわたったコストカット型経済から脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとし、国民が豊かな生活を実感でできる物価上昇を上回る賃上げの実現を目指し、中小企業が適切な価格転嫁できるよう対策を講じています。しかしながら世界経済の混乱や天候不順等によるエネルギーや食料品などの諸物価の上昇が続いており、先行き不安な状況の中で国民の住宅をはじめとする消費意欲は回復の兆しがありません。

２　森林・林業・林産業をめぐる状況

我が国の森林資源は充実期にあり今後は「伐って　使って　植えて　育てる」という森林資源の循環利用、特に人工林の循環利用を進める時期が到来していて、木材利用も建築物に炭素を貯蔵することから、２０５０年カーボンニュートラルの実現への貢献に大きな期待が寄せられていますが、森林所有者の伐採と再造林意欲が減退しています。

木材需要の駆動力である住宅投資は、従来からの人口減少・少子高齢化に加え、コロナ禍や災害による先行き不安や人件費・資材費等の物価高により経済生活に余裕がなくなるという消費減速に拍手がかかる状況にあり、令和６年の新設住宅着工戸数は前年比3.4％減の79.2万戸で、持家、貸家、分譲住宅の

すべてが減少となり、リーマンショックの翌年以来となる８０万戸を割り、木造住宅の着工戸数は、４５．２万戸（前年比９９．５％、木造率５７．１％となりました。

このような状況下にあって林業・木材産業については改正建築基準法の施行もあって、使用される木材の品質の変化とともに国産材利用に注目が集まることから「産地が証明された木材」「品質性能の明確なＪＡＳ材」の供給が重要になることを視野に入れた事業を展開する状況となっています。

政府は「新たな森林林業基本計画」森林資源の適切な管理及び持続的利用を一層推進する計画とともに２０５０年「カーボンニュートラル」の実現を掲げ、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」への貢献に向けた施策を実施するための施策を展開しています。この施策の一環である木材の利用拡大対策として「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）を駆動力に木材利用を公共建築物のみならず一般の民間建築物に拡大する予算等措置をしています。

また、これに呼応して民間建築物における木材利用を促進するため、林野庁、経済・建築・木材関係団体・地方公共団体など川上から川下までの関係者が一堂に会する官民協議会を発足させ「あらゆるところに木材を」という「ウッドチェンジ」を推進しています。

さらに、ここ数年で広く浸透したＳＤＧｓの理念を反映し、持続可能な社会の実現のため、都市部の中高層建築、商業施設等の木造化・木質化への機運がかつてない高まりを見せており、木造商業ビルや大手外食チェーンの店舗などが相次いで建設・計画されてこれまでになかった分野での木材利用拡大になっています。このような中で改正クリーンウッド法の施行に向けた施策が展開され合法伐採木材、森林認証材など産地が証明された木材の使用への関心が高まり、デジタル化への流れを取り込み、これらにきちんと対応できる供給体制の整備が進められています。

このような情勢に鑑み、全買連としては、木材利用拡大への貢献を行うべく組合組織内の「国産優良木材取扱店」、「合法木材・木質バイオマス利用材を取扱う認定事業者」の認定をはじめ合法性確認木材の流通を促進するための指導・助言を担うなど国産材の利用促進とこれらの流通段階における円滑な事業

を展開し、組織と組合員の社会的・経済的地位の向上に向けて、次の事項について活動を展開しました。

３　全買連の取り組み

（１）　地球温暖化防止に寄与する木材利用拡大の推進について

木材の利用は、快適で健康的な住環境等の形成に寄与するだけでなく地球温暖化防止、森林の多面的機能の持続的発揮や地域経済の活性化に貢献します。設計者、施主・工務店、大工等はもとより、森林環境譲与税の使途を含めて都市部の自治体や関係地域住民に対し、あらゆる用途への積極的な木材利用についてＰＲ活動を行いました。また、森林が生産する木材を街（消費者）に届ける使命を持つ組合員をはじめとする木材販売事業者が採算性を確保し持続的な経営ができるための木材運搬手数料の適正な受領についての理解を促進するためポスター・チラシの配布、積算ソフトの作成・配布、説明会の開催などの活動を展開し、業界紙に取り上げられました。

（２）合法性確認木材・合法伐採木材・木質バイオマス利用材の利用推進について

民間施設への木材利用が促進する中で２０２５年度施行される改正「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称クリーンウッド法）」に適切に対応するとともに、合法伐採木材・木質バイオマス利用材を取扱う認定事業者の行動規範等の改正をはじめ継続認定に努め、産地等の証明のある合法木材の使用について、一層の普及推進を呼びかけ、証明の信頼性の維持・向上のため、東京地区と中京地区で研修を開催しました。

東京地区は江東区の木材会館において、１１月１１日、全日本木材市場連盟、東京都木材団体連合会、全国木材組合連合会との共催で研修を開催しました。

中京地区は全買連が主催し、全市連、全木連に加え愛知県木材買方協同組合との共催で令和６年１１月２０日、名古屋木材会館で開催し、改正クリーンウッド法の施行に備えた内容の講義に３７名の参加者がありました。

また、愛知県の認定者に対して合法伐採木材供給認定事業者の現地調査を実施しました。

令和６年度末の全買連合法伐採木材供給事業認定者は廃業などによる不更新もあって２１１事業者となっています（令和５年度末２１５）。

（３）JAS 製材品の普及推進について

ＪＡＳ製材品は、全国どこでも一定品質の製品が入手でき、品質・性能が保証されていて、建築・設計等の需要者ニーズに対応した信頼される製材品であり今後の供給体制の整備が重要となっています。

全買連の定款は従来から JAS 製材の普及指導を事業内容に掲げていることから省エネ基準の適合義務の見直しなど建築基準法の改正内容の研修及び消費者に向けた普及啓発セミナーなどに機会をとらえて参加するとともに理事会等で情報提供し、ＪＡＳ製材品の利用拡大と、需要者・消費者への普及に努めました。

（４）木材流通のデジタル化に関する情報収集と発信

木材流通の段階において木材運搬手数料等の適正な経費や価格が得られていない現状に対して理解を得る活動をおこなうとともに、ＩＣＴ技術の進歩によるサプライチェーンマネジメント（ＳＣＭ）構築等、最新事情に関する情報収集を行い、流通改革や新しい事業等の可能性の追求のため開発の現状などの知識の習得に努めました。

（５）全買連共済保険制度の充実について

組合員の福祉共済事業として実施している「全買連共済保険」への加入促進について、太陽生命と連携して、ニーズに対応する契約内容の検討、加入キャンペーン用リーフレットの作成・配布など、加入促進に力を注ぎ、組合員の相互扶助制度の維持に努めましたが廃業や高齢者の自動脱退が多く令和６年度は次のような加入状況となりました。

加入事業所数　２９９(319)　加入者　６９９(757)　口数　２４８０(2660)

加入率　１９．０％　(19.5)　保険金給付 15,045 千円（40 万円）

配当金２７２万円（751 万円）

還元率１０．７％（27.2％）　１口当たりの実質掛金（平均）８６１円

（　）は昨年度末

（６）広報活動、情報提供等について

傘下組合員への情報提供として、ホームページを活用して発信力を高めたほか、会員へ必要な情報の提供を行いました。また、情報提供については、ＩＴを活用して迅速化を図りました。

（７）　関係団体との連携強化について

木材利用推進、安定的な木材流通体制づくりのため、全国木材産業振興大会、緑の感謝祭に協力するとともに関係団体の総会に出席するなどして森林・林業・木材団体との連携を図りました。

以上